

社会福祉法人常盤会 石谷の森こども園
重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

(1) 事業者の概要

経営事業者の名称	社会福祉法人 常盤会
法人所在地	鹿児島市荒田1丁目2番13号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 久木元 司
電話番号	(099) 230-7271
法人設立年月日	昭和46年2月25日

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	子ども一人ひとりの人権や主体性を尊重し、心豊かに生きる力の基礎が育成されるよう乳幼児期の教育・保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適切な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者と地域に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
種別	幼保連携型認定こども園
名称	石谷の森こども園
管理者氏名	園長 上高原 充
事業所の所在地	鹿児島市石谷町1644番地
電話・FAX番号	(099) 813-7188・(099) 813-7187
ホームページアドレス	http://www.tokiwakai.com
メールアドレス	ishitani@tokiwakai.com
運営方針 (保育理念)	<ul style="list-style-type: none"> 子ども一人ひとりの人権や主体性を尊重し、心豊かに生きる力を育みます。 子ども一人ひとりの最善の幸福のために、家庭や地域社会と手を携え、子どもの健やかな成長を支えます。
事業所開設年月日	平成29年 4月 1日 石谷の森保育園開設 令和 7年 4月 1日 幼保連携型認定こども園へ移行

(3) 施設の概要

①施設

建物	構造	木造平屋建
	延床面積	553.91m ²
敷地面積		1264.04m ²
園庭面積		487.75m ²

②主な設備

居室の種類	室 数	面 積	備 考
乳 児 室	1 室	20.44 m ²	床暖房あり
ほ ふ く 室	1 室	38.66 m ²	床暖房あり
保 育 室	4 室	126.40 m ²	床暖房あり（2歳児）
遊 戯 室	1 室	37.47 m ²	
調 乳 室	1 室	2.73 m ²	
調 理 室	1ヶ所	28.30 m ²	
幼 児 用 ト イ レ	2 室	23.18 m ²	
沐 浴 室	1 室	7.90 m ²	
そ の 他	冷暖房エアコン（各保育室及び調理室、事務室）、子育て支援室		

2 提供する教育・保育等の内容

本園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、子どもの発達に必要な教育・保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）
- (2) 延長保育事業
- (3) 一時預かり事業
- (4) 地域子育て支援センター事業
- (5) その他教育・保育に係る行事等

項 目	内 容
教育・保育方針	<ul style="list-style-type: none"> ・四季の自然の中で豊かな感性や創造性を育み、子ども自ら考えて主体的に行動することができる環境を作ります。 ・子ども一人ひとりの発達状況を正しく捉え、特性や個性を尊重し、自己表現のできる多様性のあるプログラムを実施します。 ・家庭や地域、関係機関と連携し、子どもの育ちや学びの連続性を大切にします。 ・保護者・地域の子育て家庭を、関係機関と連携を図りながら、見守り支援します。
教育・保育目標	<ul style="list-style-type: none"> ・元気なこころのある子ども ・遊ぶこころのある子ども ・思いやるこころのある子ども
健 康 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師の指導のもと、疾病予防、健康管理に努めます。緊急時は家族へ連絡するとともに、主治医あるいは最寄りの医療機関等に責任をもって引き継ぎます。 <p><学校医> 弓削慶子 <学校歯科医>是枝美行（是枝歯科クリニック） <学校薬剤師>井上尚子（いるか調剤薬局）</p>
食 事 の 提 供	<ul style="list-style-type: none"> ・給食業務は委託しています。 ・栄養士が毎月の献立を作成し、献立表を毎月お知らせします。

	<ul style="list-style-type: none"> アレルギー対応を行っています。食物アレルギー等、体質に合わない食材があれば必ず事前にご相談ください。アレルギー除去食が必要な場合は、医師の診断（指示）書を提出していただきます。 <p>【0, 1, 2歳児】</p> <p>完全給食、おやつ</p> <ul style="list-style-type: none"> 乳児用のミルク、哺乳瓶などは園で準備します。 おやつは1日2回（9時頃、15時頃） <p>【3, 4, 5歳児】</p> <p>完全給食、おやつ</p> <ul style="list-style-type: none"> おやつは1日1回（15時頃）です。（1号認定児は預かり保育の場合、提供します）
行事	<ul style="list-style-type: none"> 季節や地域の文化に応じて、様々な行事を企画します。行事予定は毎月のお便りにてお知らせします。行事予定は、天候や諸事情により変更になる場合があります。

3 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1	園の業務を統括します。
副園長	1	園長を補佐し、園務を整理し、必要に応じて園児に教育・保育を実施します。
主幹保育教諭	2	地域の就学前の子どもの保護者等に対する子育て支援を行うとともに、園長を補佐し、教育・保育計画の立案や内容について他の保育教諭を統括します。
保育教諭	10	教育・保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行います。
栄養士	1	子どもの発達段階を考慮して必要な栄養管理を行うとともに、当園全般の食育を行います。
学校医	1	園児の健康管理等についての業務を行います。
学校歯科医	1	園児の歯科検診業務を行います。
学校薬剤師	1	園の環境衛生の維持改善に関する指導助言を行います。
調理員	一	給食業務は専門業者に委託しています。

※ 利用者の状況等に応じて、上記を超えて職員を配置することがあります。

4 教育・保育を行う日及び時間等

(1) 教育・保育を行う日

1号認定 (教育標準時間)	2・3号認定 (保育標準時間)	2・3号認定 (保育短時間)
月曜日～金曜日 9時00分～14時00分	月曜日～土曜日 7時00分～18時00分	月曜日～土曜日 8時30分～16時30分

(2) 預かり保育・延長保育を行う時間

預かり保育		延長保育	
1号認定 (通常登園)	1号認定 (土曜日・長期休み)	2・3号認定 (保育標準時間)	2・3号認定 (保育短時間)
7時00分～ 8時30分	7時00分～ 18時00分	18時00分～ 19時00分	7時00分～ 8時30分
14時30分～ 18時00分			16時30分～ 18時00分

(3) 休園日

① 1号認定（教育標準時間）の休園日は次の通りです。

- ・土曜日、日曜日
- ・国民の祝日
- ・学年始休業日 4月 1日～4月 5日
- ・夏期休業日 8月 1日～8月31日
- ・冬期休業日 12月25日～1月 7日
- ・学年末休業日 3月26日～3月31日

※ 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日とする場合があります。

② 2・3号認定（保育標準時間・保育短時間）の休園日は次の通りです。

- ・日曜日
- ・国民の祝日
- ・年末年始 12月29日～1月3日
- ・年度末日 3月31日（同日が日曜日の場合は、その前日）
- ・入園式 入園式に参加しない園児
- ・卒園式 卒園式に参加しない園児

※ 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日とする場合があります。

5 保育料等

(1) 特定教育・保育に係る保護者負担（保育料）

支給認定を受けた当該市町村が定める保育料（月額）を当園にお支払いください。

※ 1号認定児・2号認定児（4月1日時点で3歳以上の園児）は保育料は無償。

(2) 延長保育等に係る保護者負担金

- ・延長保育の費用（2・3号認定児）

2・3号認定児 (保育標準時間)	2・3号認定児 (保育短時間)
18時00分～19時00分 200円/1日 2,500円/1カ月（13日以上）	7時00分～ 7時30分 50円 7時30分～ 8時30分 100円
	16時30分～17時30分 100円 17時30分～18時00分 50円

・預かり保育の費用（1号認定児）

通常登園日	土曜日・長期休み
7時00分～ 7時30分 50円 7時30分～ 8時30分 100円	7時00分～12時30分 500円 12時30分～18時00分 300円
14時30分～15時30分 200円 15時30分～16時30分 100円 16時30分～17時30分 100円 17時30分～18時00分 50円	7時00分～18時00分 800円
※ 土曜日・長期休みの500円及び800円には、給食費が含まれます。	

※ 新2号認定は申請が必要です。

（3）保育の提供に要する実費に係る保護者負担金等

項目	内容、負担の理由・目的	金額
給食食材費	2号認定児（3歳児以上児）の主食費	月額 1,000円
	2号認定児（3歳児以上児）の副食費	月額 4,500円
	1号認定児の主食費	月額 800円
	1号認定児の副食費	月額 3,600円
服飾等に係る費用 (3, 4, 5歳児)	園児服（スマック）	4,000円程度
	体操服（上）	1,750円程度
	体操服（下）	1,550円程度
	カラー帽子	1,000円程度
	粘土・粘土ケース	700円程度
	クレヨン	950円程度
	スマックボタン	15円程度
※金額は消費税を含みます		
※金額は販売価格により変動することがあります。		

※ 給食費は、月額での支払いになりますが、連続して5日以上休む場合は日割り計算をし、休んだ日数分は返金いたします。（ただし、10日前までに連絡があった場合のみ）

（4）料金等の支払方法（保育料、延長保育料、預かり保育料、実費に係る負担金等）

利用された月の末日に締め、翌月の15日までに請求いたします。以下の方法でお支払ください。

＜支払方法＞

- ・口座引き落とし（原則）
- ・窓口での現金支払い（毎月25日までにお支払ください）
- ・指定口座への振込み ※振込み手数料は保護者負担です。

鹿児島銀行 新上橋支店 普通預金 3013785

しゃかいふくしほうじんときわかい いしたに もり えん りじちょう くきもとつかさ
社会福祉法人常盤会 石谷の森こども園 理事長 久木元司

6 利用定員

- (1) 教育標準時間の認定を受けた園児（1号認定児） 15人
(2) 保育時間の認定を受けた園児のうち満3歳以上の者（2号認定児） 30人
(3) 保育時間の認定を受けた園児で満3歳未満の者（3号認定児） 20人
(そのうち満1歳未満の者 6人)

※ 地域の保育の需要等の状況に応じて利用定員を超えて子どもを受け入れる場合があります。

7 利用の開始及び終了に関する事項等

(1) 1号認定の場合

開始	1号認定児について、募集要項に定めて明示します。本園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの保護者との内容を確認の上、利用にかかる契約を結びます。当園の教育・保育内容等に同意いただき、教育・保育の提供を開始します。
終了	転園、退園又は休園しようとする1号認定児は、保護者が理由を記して園長に願い出るものとします。

(2) 2・3号認定の場合

開始	本園を利用するにあたっては、お住まいの市町村が指定する入所申込書に必要事項を記載し、所定の窓口にお申し込みください。市町村の利用調整に基づき本園への入園が決定された場合に、保護者へ利用にあたっての重要事項について説明いたします。当園の保育内容等に同意いただき、教育・保育の提供を開始します。
終了	本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了します。 <ul style="list-style-type: none">・園児が小学校に就学したとき。・「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。・保護者から本園の利用の取消しの申出があったとき。・市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき。・市外に転出するとき。・長期欠席するとき（※事前にご相談ください）・その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

8 緊急時における対応方法及び非常災害対策

緊急時の対応	・園児が体調不良となった場合、速やかに保護者へ連絡します。状況に応じて最寄りの医療機関を受診します。 ・事故等緊急やむを得ない事情が発生した場合は、保護者へ連絡するとともに、必要な措置を講じます。														
非常災害時の対応	別途に定める消防計画書及び非常災害計画により対応します。														
避難訓練	別途定める「消防計画」に則り、毎月1回、避難・防災訓練を、園児も参加して実施します。														
主な防災装置	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">・自動火災報知器</td> <td style="width: 33%;">あり</td> <td style="width: 33%;">・誘導灯</td> <td style="width: 33%;">あり</td> </tr> <tr> <td>・ガス漏れ報知器</td> <td>あり</td> <td>・煙、熱感知器</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>・非常通報装置</td> <td>あり</td> <td>・消火器</td> <td>あり</td> </tr> </table> <p>※カーテンは、防炎性を使用しています。</p>			・自動火災報知器	あり	・誘導灯	あり	・ガス漏れ報知器	あり	・煙、熱感知器	あり	・非常通報装置	あり	・消火器	あり
・自動火災報知器	あり	・誘導灯	あり												
・ガス漏れ報知器	あり	・煙、熱感知器	あり												
・非常通報装置	あり	・消火器	あり												
園以外の避難場所	第一避難場所	第二避難場所													
	当法人近接事業所（めばえ・奏の丘）														
引き渡し	災害等の発生後の園児引き渡しは、原則として本園で行うものとします。ただし、災害の状況に応じて現地で渡す場合があります。														
防火管理者	甲種防火管理者講習の修了者を選任・配置しています。														
管轄する関係機関	<ul style="list-style-type: none"> ・西警察署 電話番号：099-285-0110 ・松元南駐在所 電話番号：099-278-1193 ・西消防署 電話番号：099-254-0119 ・松元分遣隊 電話番号：099-278-7119 														

9 要望・相談・苦情等の受付

相談苦情等については、遠慮なくお申し出ください。なお、本園では、下記の相談苦情受付窓口を設置しております。

相談苦情受付窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・相談苦情受付担当者：主幹保育教諭 田中 友紀恵 ・苦情解決責任者：園長 上高原 充 ・受付時間：8：30～17：30（日曜・祭日、年末年始を除く） ・電話番号：099-813-7188 ・担当者が不在の場合は、事務室までお申し出ください。受付時間以外や窓口職員不在のときは、御意見箱をご利用ください。
第三者委員	<ul style="list-style-type: none"> ・永田 勇（元 鹿児島県社会福祉協議会） 電話 099-225-2335 ・恒吉 和徳（元 聖カタリナ大学 教授） 電話 090-1875-6270 ・西田 和弘（岡山大学 教授） 電話 086-251-7490

(1) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(2) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

なお、第三者委員の立ち合いによる話し合いは、次により行います。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

10 保険に関する事項

本園では以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	園の損害補償（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）
保 険 の 内 容	<ul style="list-style-type: none">○賠償事故補償　・対人賠償(最大1名2億円)　・対物賠償○傷害事故補償　・死亡保険金、後遺障害保険金ほか(天災補償あり)

11 守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項

職員及び職員であった者が知り得た園児やその保護者等に係る個人情報や秘密は、法令による場合を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

また、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用します。

12 虐待防止・相談・通報・届出先

虐待防止への取組	<ul style="list-style-type: none">・本園は、児童の人権の擁護、虐待の防止等に関する委員会を設置し、虐待防止啓発のための知識及び技術の向上に努めています。また権利擁護、苦情解決体制、虐待防止に関する相談窓口の周知等、虐待防止のための措置を講じるよう努めています。
虐待相談受付窓口	<ul style="list-style-type: none">・虐待相談受付担当者：主幹保育教諭 田中 友紀恵・虐待防止責任者：園長 上高原 充・受付時間：8：30～17：30（日曜・祭日、年末年始を除く）・電話番号：099-813-7188・FAX番号：099-813-7187・担当者が不在の場合は、事務室までお申し出ください。受付時間以外や窓口職員不在のときは、御意見箱をご利用ください。

	鹿児島市こども未来局 こども家庭支援センター	所在地 鹿児島市山下町11番1号 TEL 099-808-2665 FAX 099-808-6787 受付時間 8:30~17:15
児童虐待に関する相談・通報・届出窓口	鹿児島県中央児童相談所	所在地 鹿児島市桜ヶ丘6丁目12 TEL 099-264-3003 FAX 099-264-3044 受付時間 8:30~17:15
	児童相談所全国共通ダイヤル	TEL 189(3桁ダイヤル) 発信された電話の市内局番等から当該地域を特定し、管轄する児童相談所に電話を転送します。 受付時間 24時間

虐待などに関して、ご心配などがありましたら、お気軽にご相談ください。

1.3 ご利用の際に留意いただく事項

個別面談の実施	・入園前に個別面談を行います。必要書類への記入をお願いします。 ・届け出内容等に変更があった場合は、速やかにお知らせください。	
与薬について	医療行為に当たるため原則として行いません。ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、医師の指示に基づき与薬を行います。その際は必ず「与薬依頼書」に必要事項を記入しご提出ください。	
実習生の受け入れ	担当部署	実習推進委員会
	実習種別	社会福祉士、介護福祉士、保育士、保育体験等
	個人情報保護	守秘義務を遵守します。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時における連絡先をお聞きします。 ・原則として保護者と一緒に登降園していただきます。 ・欠席・早退・遅刻については、事前に電話にてご連絡ください。 ・健康状態が良くないときは、事前にご連絡ください。 ・他の園児に関する個人情報の保護にご協力ください。 ・非常災害時においては、ご協力ください。 ・実習生・ボランティアの受け入れを行っております。 ・当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園・利用にあたっての詳細な事項等については、別途本園が作成する「入園のしおり」において説明させていただきます。 	

附則 平成29年 4月1日 制定
令和7年 4月1日 制定

石谷の森こども園における教育・保育の提供を開始するにあたり、保護者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明いたしました。この重要事項説明書2通を作成し、保護者及び事業者が署名押印の上、各自その1通を保有するものとします。

令和　　年　　月　　日

事業者住所　〒890-0054
鹿児島市荒田1丁目2番13号
名称　社会福祉法人常盤会
代表者　理事長　久木元司　印

説明者
職・氏名　印

私は、石谷の森こども園の重要事項の説明を受け、同意し交付を受けました。

保護者住所
〒

保護者氏名

児童氏名

児童から見た続柄（　　）